

鳥獣保護区について

- 根拠 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条
- 設定の目的 鳥獣の保護を図る
- 設定主体 環境大臣又は都道府県知事
- 規制内容 狩猟等による鳥獣の捕獲の禁止（法律第11条第1項）
鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置承諾（法律第28条第11項）

以上のように、鳥獣保護区に指定された区域では、狩猟等による鳥獣の捕獲が禁止されますが、これは、いわゆる趣味としての狩猟を禁止するものです。

したがって、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う捕獲（有害鳥獣捕獲）については、市や町から許可を受けた上で、鳥獣保護区でも行うことができます。

参考：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

（狩猟鳥獣の捕獲等）

第十一条 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区、第三十四条第一項に規定する休猟区（第十四条第一項の規定により指定された区域がある場合は、その区域を除く。）その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域（以下「狩猟可能区域」という。）において、狩猟期間（次項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。）内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けずに、狩猟鳥獣（第十四条第一項の規定により指定された区域においてはその区域に係る第二種特定鳥獣に限り、同条第二項の規定により延長された期間においてはその延長の期間に係る第二種特定鳥獣に限る。）の捕獲等を行うことができる。

一 次条、第十四条、第十五条から第十七条まで及び次章第一節から第三節までの規定に従って狩猟をするとき。

二 次条、第十四条、第十五条から第十七条まで、第三十六条及び第三十七条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。

イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等

ロ 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩猟鳥獣の捕獲等

2～3 略

（鳥獣保護区）

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域

二 都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であって前号の区域以外の区域

2～10 （略）

11 鳥獣保護区の区域内の土地又は木竹に関し、所有権その他の権利を有する者は、正当な理由がない限り、環境大臣又は都道府県知事が当該土地又は木竹に鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることを拒んではならない。

特別保護地区について

- 根拠 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条
- 指定区域 鳥獣保護区内で特に必要があると認める区域
- 指定の目的 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る
- 設定主体 環境大臣又は都道府県知事
- 規制内容 狩猟等による鳥獣の捕獲の禁止（法律第11条第1項）
鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置承諾（法律第28条第11項）
工作物の設置等（法律第29条第7項）

以上のように、特別保護地区に指定された区域でも、狩猟等による鳥獣の捕獲が禁止されますが、これは、いわゆる趣味としての狩猟を禁止するものです。

したがって、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う捕獲（有害鳥獣捕獲）については、市や町から許可を受けた上で、特別保護地区でも行うことができます。

参考：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

第十一条及び第二十八条は表面のとおり

（特別保護地区）

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため**特に必要がある**と認める区域を特別保護地区として指定できる。

2～6 （略）

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第1項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区（以下「国指定特別保護地区」という。）にあっては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区（以下「都道府県指定特別保護地区」という。）にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 水面を埋め立て、又は干拓すること。

三 木竹を伐採すること。

四 前3号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。

9～10 （略）